

# 宅地建物取引業法の一部改正について

## 概 要

宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改称し、宅地建物取引士の業務処理の原則、宅地建物取引業者による従業者への必要な教育等を定める宅地建物取引業法の一部改正が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

## 平成 27 年 4 月 1 日以降の主な変更内容

1. 「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されます。

2. 「宅地建物取引主任者証」も「宅地建物取引士証」に変わります。

- 平成 27 年 4 月以降も、現在お持ちの「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」とみなされ、その有効期限まで使用できます。

「宅地建物取引主任者証」から「宅地建物取引士証」へ切り替えを希望する方は、平成 27 年 4 月以降、順次行いますので、対象となる期間に再交付申請を行ってください。（再交付申請手数料として、所定の手数料（4,500 円）が必要となる予定です。）

◎再交付申請先 [（公社）愛知県宅地建物取引業協会](#)

◎「宅地建物取引士証への切替交付に係る再交付申請について」は [こちら](#)をご覧ください。

3. 法定講習の内容・講習受講料が変わります。

宅地建物取引士に対する講習（法定講習）の実施要領が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以降実施される法定講習から適用されます。

- 講習科目に「宅地建物取引士の使命と役割に関する事項」が追加されました。
- 講習時間が「おおむね 5 時間」から「おおむね 6 時間」に変わりました。
- 講習受講料が「11,000 円以下」から「12,000 円以下」に改められました。

4. 免許等に係る欠格事由等の追加

宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録において、「暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者」が欠格要件に追加されました。

## 取引主任者証から宅地建物取引士証への切替交付を希望される方へ

お手持ちの取引主任者証は、有効期限内は宅地建物取引士証として見なされ、引き続き使用していただくことができますが、宅地建物取引士証に切り替えたい方については、**再交付申請**をしていただくこととなります。

●宅地建物取引士証への切替手続き（再交付申請）について●

1. 再交付申請には、所定の申請手数料（4,500円）が必要となる予定です。
2. 切替後の「宅地建物取引士証」の有効期間は、お手持ちの取引主任者証と同じ期間です。
3. 申請及び交付の窓口は、[\(公社\)愛知県宅地建物取引業協会](#)になります。
4. 申請は毎月末に締め切り、翌月第3金曜日に、取引主任者証と引き替えでお渡しします。
5. 愛知県では窓口の混雑を避けるため、下記のとおり有効期間に応じた申請期間を設けます。

平成27年度		
お手持ちの取引主任者証の有効期間満了日		再交付申請の受付期間
平成27年10月1日～平成27年12月31日 平成31年10月1日～平成31年12月31日 平成32年4月1日～平成32年9月30日	→	平成27年4月1日～平成27年6月30日
平成28年1月1日～平成28年3月31日 平成32年1月1日～平成32年3月31日		平成27年7月1日～平成27年9月30日
平成28年4月1日～平成28年6月30日 平成31年4月1日～平成31年6月30日		平成27年10月1日～平成27年12月31日
平成28年7月1日～平成28年9月30日 平成31年7月1日～平成31年9月30日		平成28年1月1日～平成28年3月31日

平成28年度		
お手持ちの取引主任者証の有効期間満了日		再交付申請の受付期間
平成28年10月1日～平成28年12月31日 平成30年10月1日～平成30年12月31日	→	平成28年4月1日～平成28年6月30日
平成29年1月1日～平成29年3月31日 平成31年1月1日～平成31年3月31日		平成28年7月1日～平成28年9月30日
平成29年4月1日～平成29年6月30日 平成29年10月1日～平成29年12月31日 平成30年4月1日～平成30年6月30日		平成28年10月1日～平成28年12月31日
平成29年7月1日～平成29年9月30日 平成30年1月1日～平成30年3月31日 平成30年7月1日～平成30年9月30日		平成29年1月1日～平成29年3月31日

【問合せ先】 **愛知県** 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
 愛知県建設部建設業不動産課 不動産業グループ TEL 052-954-6582